

**第 55 回スーパーマーケット・トレードショー2021 山形県ブース
装飾等業務委託仕様書（企画提案用）**

1. 委託業務

第 55 回スーパーマーケット・トレードショー2021「山形県ブース」装飾等業務

2. 期 間

契約締結の日～令和 3 年 2 月 28 日（日）まで

3. 事業目的

山形県産農林水産物を使用した加工食品等について、第 55 回スーパーマーケット・トレードショー2021(以下「SMTS2021」という。)における「山形県ブース」での出展により、多数のバイヤーに P R ・訴求し、首都圏等の大消費地の小売店等への販路開拓・拡大を支援する。

4. 業務内容

SMTS2021 における「山形県ブース」出展にあたり、出展事業者及び出展商品等の紹介を効果的に演出した企画・運営を行うこと。

(1) 概 要

- ① 山形県ブースの装飾デザイン、設営、施工及び撤収
- ② バイヤー向け出展事業者カタログ、手提げ等のノベルティグッズ作成
- ③ その他、山形県ブースの企画及び設営に関し必要な業務

(2) 詳 細

①装飾全般

- (イ) 来場者に対し、山形県ブースであることが明確に伝わる装飾であり、かつ、インパクトを与えるデザインであること。

②小間配置及び備品の配置

- (イ) 出展事業者が商談しやすく、かつ、バイヤーが各出展事業者小間に立ち寄りやすい配置とすること。
また、山形県ブースを訪れるバイヤーの動線に出来るだけ偏りが生じないような配置とすること。
なお、床面は商談に支障をきたすような凹凸がないようにすること。
- (ロ) 山形県ブースの構成はスペース小間 15 小間（23 出展事業者）を予定とする。
また、出展事業者ごとに以下備品を配置するとともに、必要に応じてコンセント等の電気工事を行うこと。
なお、蛍光灯、スポットライト等の効果的な活用により、明るいイメージとなるよう照明についても配慮すること。

《配置備品》

- ・社名版（統一のデザインとすること）
 - ・背負い看板（イチ押し商品等の画像を含んだデザインで、取り外し可能なもの）
 - ・展示台（テーブルクロス付）
 - ・展示用ひな段（可動式、取り外し可能なもの）
 - ・折りたたみ椅子（1脚）
- (ハ) 山形県ブース内に出展事業者が共同で使用するストックヤードを組み入れ、調理場、給排水設備（水道配管及び2槽シンクタンクを含む。）、業務用冷凍冷蔵庫及び電源の確保、商談スペース（3名程度が商談可能な机及び椅子の配置を含む。）、及びハンガーラックの設置並びに棚等を備えた保管スペースを確保すること。
- (ニ) 有料ストックルームレンタル費用（税込 110,000 円×1 部屋）の支払いを行うこと。
 なお、有料ストックルームの貸出申込はやまがた食産業クラスター協議会が行う。
- (ホ) 装飾工事の基準は、前年度の出展細則を参考にすることとし、SMTS 2021 の出展細則が公表された後は、当該細則によること。また、幹線工事及び配線工事については、スーパーマーケット・トレードショー運営事務局等への必要な申請手続きを行うこと。
 また、別添「SMTS2021 における「新しい生活様式」の実践」の内容を踏まえること。
- (ヘ) 設営及び SMTS2021 開催期間中に山形県ブース内の清掃及びごみの処分を毎日行うこと。
- (ト) 山形県ブースの撤収及び廃材処理を行うこと。
 また、会期終了後、宅配荷物運搬のための台車を3台程度用意すること。
 ただし、「背負い看板」については、会期終了後、各出展事業者に送付すること。
- (チ) 新型コロナウイルス感染症対策として、日本展示会協会の定める「展示会業界における COVID-19 感染拡大予防ガイドライン」を確認のうえ、スペースに余裕を確保するなど、必要な感染拡大防止対策を講じること。
 - ・ 各ブースにおける感染症拡大防止のためのアクリル板やビニールカーテン等の遮蔽物
 - ・ スtockヤードに消毒液

③出展事業者カタログの作成

- (イ) 山形県ブース内の各出展事業者を紹介するカタログを作成すること。
- (ロ) サイズは日本工業規格 A 3 とし、コート紙による両面 4 色フルカラー印刷のものを 5,000 部作成のうえ、以下のとおり納品すること。

納品場所	数量	期 日
やまがた食産業クラスター協議会	1,000 部	令和 3 年 2 月上旬
SMTS2021 山形県ブース	4,000 部	令和 3 年 2 月 16 日(火)午後

④手提げ袋の作成

- (イ) 山形県の農林水産物等に関する装飾を施した手提げ袋を作成すること。
- (ロ) 作成数は3,000枚とし、以下のとおり納品すること。

納品場所	数量	期 日
SMTS2021 山形県ブース	3,000枚	令和3年2月16日(火)午後

⑤背負い看板の作成

- (イ) 壁面に掲示できる背負い看板（A1ポスター程度のサイズ）を各出展事業者ごとに1枚ずつ作成することとし、各出展事業者の代表商品等をPRできるデザインとすること。

⑥管理運営体制

- (イ) 小間及び備品の配置、設営工事並びに許可申請書類の作成、その他手続き等について、やまがた食産業クラスター協議会及び出展事業者と連絡調整を行うこと。
- (ロ) 設営、第55回スーパーマーケット・トレードショー2021開催期間中及び撤収中に、運営管理に関する問い合わせがあった場合、速やかに対応すること。

⑦独自提案

①から⑥の各項目に関する事、及びその他本業務の目的を達するために有効な提案があれば、独自の企画を提案することとする。

なお、独自の提案事項の実施に要する費用についても、本業務の委託料に含むものとする。

⑧その他の業務

- (イ) 委託業務に係る実施計画書、実施報告書その他の必要な書類を作成すること。
- (ロ) やまがた食産業クラスター協議会が開催する全体説明会（11月27日(金)山形市内で予定）において使用する資料（配置図及び提出書類等）を作成し、出展事業者に対し説明を行うこと。
- (ハ) その他、山形県ブースの出展にあたり、必要となる業務を行うこと。

⑨費用負担

- (イ) ①～⑧までに規定する事項に係る経費の支払いを行うこと。

5. 成果品

本業務の成果品として、業務の実施状況や実施状況等を記載した業務完了報告書を3部提出すること。

6. その他留意事項

- (1) 照明や電気・ガス、水道等の施工、会場への搬出入、設営、装飾等の施行にあたっては、会場の規程、指示等を遵守すること。
- (2) 個人情報の取扱いについては、各種法令順守を徹底するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

- (3) 業務委託の円滑な遂行を図るため、委託者に対し、業務内容や業務の進捗状況等について適宜報告し、委託者の指示に従うこと。
- (4) 本仕様書に定める事項以外の事項については、委託者の指示に従うこと。
- (5) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、委託者と協議すること。

2020年7月6日

各位

一般社団法人全国スーパーマーケット協会
スーパーマーケット・トレードショー運営事務局

SMTS2021における「新しい生活様式」の実践
～感染リスクを下げるブース運営を心がけましょう～

コロナ禍により多くの商談機会が失われ、経済への深刻な打撃が懸念される中、スーパーマーケットを中心とした食品流通業界に最新情報を発信する「スーパーマーケット・トレードショー」を、感染症などのリスクを最小限に抑える環境を展示会に関わる全ての方々と共に整えながら、今回第55回目を記念すべき会として開催いたします。

政府が提言する「新しい生活様式」の実践例に合わせ、展示商談会の運用も転換が求められる中、「SMTS安全対策宣言」とし、SMTSに関わる来場者、出展者、協力会社など、関わるすべての人が安全そして安心して参加できるよう開催計画を立てております。

皆様におかれましては本内容をご理解の上、ご出展いただきますようお願いいたします。
なお、本内容は今後の状況や政府・自治体の発表に伴い変更する場合があります。

前回との変更点

(1) 来場者の人数制限

- ・出展者に配布する招待券を「10セット／1小間」に変更します（前回200セット）。
- ・来場には招待券に記載されるIDとPASSを使用しての事前登録を必須とします。

(2) 出展者の人数制限

- ・出展者バッヂを「2枚／1小間（追加発行なし）」に変更します（前回5枚）。
- ・会期中の出展者バッヂ所有者リストを作成いただきます（緊急時の追跡調査用）。

(3) 装飾施工の制限

- ・設営・撤去に要する人数・時間を減らすため、高さ制限を変更します。

スペース小間：3.6m（前回4.5m）※要セットバック1m

基礎小間：2.7m（前回3.6m）

※施工時の感染リスク低減のため、装飾はできるだけ簡素化をお願いいたします。

(4) ソーシャルディスタンス確保のため、従来より通路を広く取ります。

会期中の具体的な実践内容（搬入日を含む）

（１）会期中のブース関係者の人数とスケジュールを把握

現場でブースに関わる全ての関係者の人数とスケジュールを把握し、出展者バッチ所有者リストを作成してください。緊急時には会期後であってもリストをもとに連絡が取れる体制を作ってください。

※ブース関係者＝とりまとめ団体、内部出展者、施工業者、代理店、マネキン等

（２）ブース関係者の体調管理

ブース関係者の体調管理（検温や健康チェック）を毎日行い、少しでも発熱（37.5℃以上）または風邪のような症状がある場合は会場内に立ち入らないようにしてください。

（３）マスク等の着用の徹底・消毒の徹底

ブース関係者には「マスクやフェイスガード等の着用の徹底」「こまめな手洗い、手指消毒の徹底」「手に触れる展示装飾品、バックヤード等の共用部の消毒の徹底」を呼びかけるとともに、それらが可能な設備や環境を整えてください。

（４）ソーシャルディスタンスの確保

ブース内で「出展者と出展者」「来場者と出展者」「来場者と来場者」が、人と人の間隔を十分確保（できるだけ2m、最低1m）できるブースレイアウトにしてください。

※（参考）日本展示会協会のガイドラインでは通路幅は3m以上を推奨

（５）ブースに3つの密が重なる場所を作らない

①密閉空間：ブースの中に換気の悪い場所を作らない

バックヤードを作る場合は風通しを良くするか適宜換気を行う

②密集場所：ブースに人が集まり過ぎる状況を作らない（デモンストレーション含む）

ブース内のスタッフ同士の間隔を十分に確保する

バックヤードに入れる上限数を決めておく

③密接場面：出展者と出展者、来場者と出展者が会話をする際は十分な距離を確保する

（６）試飲試食を行う場合の注意点

ブース内で試飲試食を行う場合は、飛沫対策を行い、できるだけ人と人との接触を避けるとともに、試飲試食を原因とする密集を回避するために実施方法を工夫してください。やむを得ず順番待ちをさせる場合は、人と人との間隔を十分開けるよう誘導してください。

※その他、ブース運営の詳細な規定は11月発行予定の「出展細則」に掲載します。

参考資料 下記情報もブース運営にお役立てください。

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る幕張メッセの利用条件について（幕張メッセ作成）

<https://www.m-messe.co.jp/information/detail/1744>

展示会業界における COVID-19 感染拡大予防ガイドライン（日本展示会協会作成）

https://www.nittenkyo.ne.jp/image/covid19_guideline_200610.pdf

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第7 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(調査)

第10 発注者は、受注者がこの契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故発生時における報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(注)1 発注者は実施機関、受注者は受託者をいう。